

市で行っている予防接種

※予防接種は受託医療機関で実施しています。
(P19～22 医療機関名一覧)

子どもの予防接種

- 実施時期：通年
 - 接種料金：八戸市民で対象年齢に該当する方は無料です。(定められた接種間隔から外れた場合は有料)
- ※標準的な接種間隔を掲載しています。詳細は、出生の際に交付している「予診票綴り」または市ホームページを御確認の上、接種してください。

対象疾病	対象年齢	接種方法及び実施回数
B型肝炎	1歳未満	皮下接種3回。初回から27日以上の間隔で1回接種後、初回から139日以上の間隔で1回
ロタ ※1価ワクチン又は5価ワクチンのどちらかを接種	1価ワクチン 生後6週0日～24週0日	初回を14週6日までに接種。27日以上の間隔で、2回経口接種
	5価ワクチン 生後6週0日～32週0日	初回を14週6日までに接種。27日以上の間隔で、3回経口接種
ヒブ	生後2か月～60か月(5歳)未満 (接種開始年齢により接種回数が異なります。)	接種開始年齢：生後2～6か月 初回：27日以上の間隔で3回(生後1歳に至るまでに接種) 追加：初回(3回)終了後、7か月以上の間隔で1回
		接種開始年齢：生後7～11か月 初回：27日以上の間隔で2回(生後1歳に至るまでに接種) 追加：初回(2回)終了後、7か月以上の間隔で1回
		接種開始年齢：生後12～60か月 1回
小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月(5歳)未満 (接種開始年齢により接種回数が異なります。)	接種開始年齢：生後2～6か月 初回：27日以上の間隔で3回(生後1歳に至るまでに接種) 追加：初回(3回)終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降に1回
		接種開始年齢：生後7～11か月 初回：27日以上の間隔で2回(生後2歳に至るまでに接種) 追加：初回(2回)終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降に1回
		接種開始年齢：生後12～23か月 60日以上の間隔で2回
		接種開始年齢：生後24～60か月 1回
BCG(結核)	生後3か月～1歳未満	経皮接種1回
四種混合 (ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)	1期初回：生後3か月～90か月(7歳6か月)未満	20日以上の間隔で皮下注射3回
	1期追加：生後3か月～90か月(7歳6か月)未満	1期初回(3回)終了後、1年～1年半未満の間隔を置いて皮下注射1回
二種混合(ジフテリア・破傷風)	小学校6年生で、三種混合又は四種混合を3～4回接種している人	皮下注射1回
麻しん・風しん	第1期：生後1歳～2歳未満	麻しん・風しん混合ワクチンを皮下注射1回
	第2期：小学校へ入学する前年の4月1日～入学する前月の3月31日まで	麻しん・風しん混合ワクチンを皮下注射1回
水痘(水ぼうそう)	生後1歳～3歳未満	6か月～12か月未満の間隔で皮下注射2回 ※水痘にかかった方は対象外です。
日本脳炎	1期初回：生後3歳～7歳6か月未満	6日以上の間隔で皮下注射2回
	1期追加：生後3歳～7歳6か月未満	1期初回(2回)終了後、おおむね1年を経過した時期に皮下注射1回
	2期：9～13歳未満	皮下注射1回
	◇特例対象者①：平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人	不足分を20歳未満の時に無料で接種できます。
	◇特例対象者②：平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人	1期の不足分を、9歳～13歳未満の時に無料で接種できます。
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女性	筋肉注射3回(※ワクチンの種類によって接種間隔が異なります。) 2回目：1回目から1か月又は2か月の間隔 3回目：1回目から6か月の間隔
	◇特例対象者：平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性	未接種分について、令和4年4月から令和7年3月まで無料で接種できます。

個別接種

高齢者のインフルエンザ予防接種

●実施時期：10月～12月（詳細は「広報はちのへ10月号」に掲載）

	対象疾病	対象年齢等	接種方法及び実施回数	接種料金
個別接種	インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ●満65歳以上の人 ●満60歳以上65歳未満で対象となるのは、次の①～④のいずれかの障がいにより、日常生活が極度に制限される人 ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸器機能障害 ④ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 	皮下注射 1回	1,000円 【自己負担免除申請について】 対象年齢の方で、次のいずれかに当てはまる方は、自己負担が免除されます。 ①生活保護世帯 9月末ごろ、無料で接種できる専用の予診票を郵送します。（65歳以上） ②市民税非課税世帯 事前の申請により無料で接種できます。 申請場所：保健予防課（総合保健センター内）、南郷事務所、各市民サービスセンター

問合せ先／保健予防課 TEL 38-0715

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

平成26年10月1日から、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が定期接種となりました。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、対象となる年度に、生涯1回限り受けられるものです。（※ただし、過去に1回でも接種している方は対象外となります。）

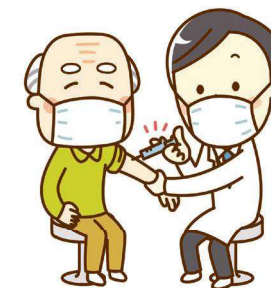
令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象となります。（その他、満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で日常生活が極度に制限される方も生涯1回限り、定期接種として受けられます。）

※対象となる年度以外に接種する場合は、任意接種となり、接種費用は全額自己負担になります。

今年度の対象年齢・接種方法等は以下のとおりです。

○実施時期：令和4年4月1日～令和5年3月31日（※時期を過ぎると対象外となり、その後の接種は全額自己負担となります。）

	対象疾病	対象年齢等	接種方法及び実施回数	接種料金
個別接種	肺炎球菌 ※過去に1度も接種したことがない方が対象になります。	次のいずれかに該当する方で、過去に一度も接種したことがない方が対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（以下の生年月日に該当する方） 昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生 昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生 昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生 昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生 昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生 昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生 昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生 大正11年4月2日生～大正12年4月1日生 ●60歳以上65歳未満で、次の①～④のいずれかの障がいにより、日常生活が極度に制限される人 ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③呼吸器機能障害 ④ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 	皮下又は筋肉内注射 1回	2,000円 【自己負担免除申請について】 対象年齢の方で、生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方は、事前の申請により無料で接種することができます。 申請場所：保健予防課（総合保健センター内）、南郷事務所、各市民サービスセンター



問合せ先／保健予防課 TEL 38-0715